

# 虐待防止のための指針

訪問看護ステーション・キタデ

令和 6 年 4 月 1 日

## 1. 基本方針

訪問看護ステーション・キタデ（以下「事業所」という。）では、利用者への虐待は、人権侵害であり、犯罪行為であると認識し、高齢者虐待防止法に基づき、高齢者虐待の禁止、予防及び早期発見を徹底するため、本指針を策定し、全ての職員は本指針に従い、業務にあたることとする。

## 2. 高齢者虐待の定義

### (1) 身体的虐待

利用者の身体に外傷を生じ、若しくは生じる恐れのある行為を加え、または正当な理由なく利用者の身体を拘束する事。（蹴る、殴る、たばこを押し付ける、熱湯を飲ませる、食べられないものを食べさせる、食事を与えない、戸外に閉め出す、部屋に閉じ込める、紐などで縛る等）

### (2) 性的虐待

利用者にわいせつな行為をすること、または利用者をしてわいせつな行為をさせること。（性交、性的暴力、性的行為の強要、性的雑誌やDVDを見るように強いる、裸の写真や映像を撮る等）

### (3) 心理的虐待

利用者に対する著しい暴言、著しい拒絶的な対応または不当な差別的言動、著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。（「そんなことをすると外出させない」など。言葉による脅迫、「何度言えば分かるの」など心を傷付けることをくり返す。成人の利用者を子供扱いするなど自尊心を傷つける、馬鹿にする、無視する、他者と差別的な対応をする等）

### (4) ネグレクト

利用者を衰弱させるような著しい減食または長時間の放置、前（3）に掲げる行為と同様の行為の放置、利用者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。（自己決定と言って放置する、失禁していても衣類を取り替えない、栄養不良のまま放置、病気の看護を怠る、話かけられても無視する、拒否的態度を示す等）

### (5) 経済的虐待

利用者の財産を不当に処分すること、利用者から不当に財産上の利益を得ること。（利用者の同意を得ない年金などの流用など財産の不当な処分）

## 3. 虐待防止委員会の設置及び虐待防止に関する責務等虐待の防止及び早期発見への織的対応を測る事を目的に、次の通り「虐待防止委員会（以下「委員会」という）」を設置するとともに虐待防止に関する責任者等を定めるなど必要な措置を講じます。

### (1) 委員会の名称は「虐待防止委員会」とする。

### (2) 委員会の委員長は管理者が努める。

### (3) 委員会の委員は、委員長がステーション内より3人程度選出するとする。

委員長：木村 公美 委員：森 正弘 荒井 久美子 山崎 智子

### (4) 委員会は年1回以上、委員長が必要と認めたときを開催する。

## (5) 委員会の審議事項

- 基本理念、行動規範等、職員への周知に関する事。
- 職員の人権意識を高めるための研修計画の策定に関する事。
- 職員が支援などに関する悩みを相談する事の出来る相談体制に関する事。
- 虐待防止、早期発見等に向けた取り組みに関する事。
- 苦情解決制度、第三者評価、成年後見制度活用に関する事。
- 虐待発見時の対応に関する事。
- その他人権侵害、虐待防止に関する事。

## 4. 虐待防止のための職員に関する方針

虐待防止、早期発見と発生時の速やかな被虐待者保護を事務化するため、定期的な研修（年1回以上）を実施するものとする。研修内容としては、虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、本指針に基づき、虐待防止の徹底を行うものとする。研修実施内容は、その都度委員会において記録し保管する。

## 5. 虐待防止に関する責務等

- (1) 虐待防止に関する統括は訪問看護統括管理者（北出貴嗣）が行い責任者は管理者（木村公美）とする。
- (2) 虐待防止に関する責任者は、本指針及び委員会で示す方針等に従い、虐待防止を啓発、普及するための職員に対する研修の実施を図ると共に、成年後見制度の利用支援、苦情解決体制の活用など日常生活的な虐待の防止などの取り組みを推進する。また、「責任者は虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、虐待の早期発見に努めなければならない」。なお、虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。

御坊市役所	市民福祉部介護福祉課	電話番号：0738-23-5851
印南町役場	印南町住民福祉課	電話番号：0738-42-1738
美浜町役場	かがやく長寿課	電話番号：0738-23-4950
日高町役場	いきいき長寿課	電話番号：0738-63-3801
由良町役場	住民福祉課	電話番号：0738-65-0201
日高川町役場	保健福祉課	電話番号：0738-22-9041

## 6. 虐待の早期発見等への対応

### (1) 虐待の早期発見

虐待事案は、虐待を裏付ける具体的な証拠が無くても、利用者の様子の変化に迅速に察知し、それに係る確認や責任者への報告が重要である。なお、虐待とは利用者の権利侵害する些細な行為から虐待へとエスカレートする傾向にあることを認識し、平素から、責任者等は、利用者、家族、職員とのコミュニケーションの確保を図り、虐待の早期発見に努めることが必要である。

## (2) 虐待発見時の早期対応

虐待もしくは、虐待が疑われる事案を発見した場合には、利用者の安全、安心の確保を最優先に、誠意ある対応や説明をする事及び利用者や家族に十分に配慮すること、また、被害者のプライバシー保護を大前提としながらも、対外的な説明責任を果たすことなど、速やかに組織的な対応を図ること、また、行政に通報、相談する事とする。さらには、発生要因を十分に調査、分析するとともに、再発防止に向けて、組織体制の強化、職員の意識啓発等について、一層の徹底を図ることに努める。

## 7. 職員が留意すべき事項

職員等は、当法人の基本理念及び行動規制に掲げる利用者的人格を尊重することを深く認識し、虐待を防止するために次に掲げる事項に留意する事とする。

虐待事案の発生は、利用者の生命と生活を脅かすことのみならず、法人としての社会的な信頼を損なう事、そして、その後の事業経営において大きな困難を抱えることになる問題として十分に認識する必要がある。

### (1) 意識の重要性

- 常に利用者的人格や権利を尊重する事。
- 職員等は利用者にとって支援者である事を強く自覚し、利用者の立場に立った言動を心掛ける事。
- 虐待に関する受け止め方には、利用者による個人差や性差などがあることを絶えず認識する事。

### (2) 基本的な心構え

- 利用者との人間関係が構築されている（親しい間柄）と、独りよがりで思い込まない事。
- 利用者が職員の行動に対し虐待であるとの意思表示を示した場合は、その言動を繰り返さない事。
- 利用者本人は心理的苦痛を感じていても、それを訴えたり、拒否することが出来ない事もあることを認識する事。
- 職員同士が話しやすい雰囲気作りに努め、虐待とみられる言動について、職員同士で注意を促すこと。
- 虐待（疑い）を受けている利用者について見聞きした場合は、利用者の立場に立って事実確認や懇切丁寧な相談支援を行うと共に、責任者に速やかに報告する事。
- 職場内の虐待に掛かる問題や発言等を個人的な問題として処理せず、組織として良好な職場環境を確保する為の契機とする意識を持つと共に、責任者への速やかな報告は職員などの義務である事を認識すること。

## 8. 本指針の閲覧

本指針は利用者・家族や関係機関が閲覧できるよう掲示するとともに、当施設のホームページでも公表し、自由に閲覧できるようにする。

## 附則

本指針は 2024 年 4 月 1 日より施行する